

四日市市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第52号

四日市市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則

四日市市職員通勤手当支給規則（昭和33年四日市市規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(併用者の区分及び支給額)</p> <p>第8条の3 条例第41条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 条例第41条第1項第3号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自転車等を使用する距離が片道2キロメートル以上である職員及びその距離が片道2キロメートル未満であるが、自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額（同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等</p>	<p>(併用者の区分及び支給額)</p> <p>第8条の3 条例第41条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 条例第41条第1項第3号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自転車等を使用する距離が片道2キロメートル以上である職員及びその距離が片道2キロメートル未満であるが、自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額（同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等</p>

相当額」という。)及び同項第2号に定める額の合計額が5万5千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)(任命権者が特に必要であると認められた場合は、本号中の「5万5千円」を「15万円」に読み替えた額)

(2)及び(3) (略)

(支給日等)

第9条の2 通勤手当は、支給単位期間(第4項に規定する通勤手当に係るものを除く。)又は同項に定める期間(以下この条、第10条の2第2項第2号及び第11条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の四日市市職員の給与の支給に関する規則(昭和62年四日市市規則第10号)第2条に規定する給料の支給日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職(職員が離職の日又はその翌日(当該翌日が四日市市の休日を定める条例(平成元年条例第7

相当額」という。)及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2)及び(3) (略)

(支給日等)

第9条の2 通勤手当は、支給単位期間(第4項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。)又は当該各号に定める期間(以下この条及び第11条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の四日市市職員の給与の支給に関する規則(昭和62年四日市市規則第10号)第2条に規定する給料の支給日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

号) 第 1 条第 1 項に規定する市の機関の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い市の機関の休日でない日を含む。) に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。) をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 (略)

4 条例第 4 1 条第 3 項の規則で定める通勤手当は、1 箇月当たりの運賃相当額等 (第 8 条の 3 第 3 号に掲げる職員に係るものを除く。)、条例第 4 1 条第 2 項第 2 号に定める額 (第 8 条の 3 第 2 号に掲げる職員に係るものを除く。) 及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額 (交通機関が 2 以上ある場合においては、その合計額) の合計額 (第 1 0 条の 2 第 2 項において「1 箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。) が 5 万 5 千円 (第 8 条の 3 第 1 号において任命権者が特に必要であると認めた場合は、1 5 万円) を超えるときにおける通勤手当とし、条例第 4 1 条第 3 項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

3 (略)

4 条例第 4 1 条第 3 項の規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 職員が、2 以上の交通機関等を利用するものとして条例第 4 1 条第 2 項第 1 号に定める額の通勤手当を支給される場合 (次号に該当する場合

(返納の事由及び額等)

第10条の2 (略)

2 交通機関等に係る通勤手当に係る条例第41条第4項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が5万5千円(第8条の3第1号において任命権者が特に必要であると認めた場合は、15万円)以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合
にあつては当該事由に係る交通機

を除く。)において、1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(2) 職員が、条例第41条第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(返納の事由及び額等)

第10条の2 (略)

2 交通機関等に係る通勤手当に係る条例第41条第4項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等(第8条の2第1号に掲げる職員にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第41条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。)が55,000円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合
にあつては当該事由に係る交通機

関等（同号の改定後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が5万5千円（第8条の3第1号において任命権者が特に必要であると認めた場合は、15万円）を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、別に定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ（略）

(2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5千円（第8条の3第1号において任命権者が特に必要であると認めた場合は、15万円）を超えていた場合 5万5千円（第8条の3第1号において任命権者が特に必要であると認めた場合は、15万円）に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額の合計額並びに別に定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月

関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5千円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、別に定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ（略）

(2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

である場合にあっては、0)。ただし、前号イに掲げる場合は別に定める額

3 条例第41条第4項の規定により職員に前項に定める額を返納される場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給料の支給義務者が同一

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合

55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0)

イ 第9条の2第4項第1号又は第2

号に掲げる通勤手当を支給されている場合（ウに掲げる場合を除く。）55,000円に事由発生月の翌月から同項第1号又は第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての交通機関等についての払戻金相当額及び別に定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、0)

ウ 前号イに掲げる場合 別に定める額

3 条例第41条第4項の規定により職員に前項に定める額を返納される場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給料の支給義務者が同一

であるときは、任命権者の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(総務部人事課)